

## 危険ブロック塀等耐震化補助事業 Q & A

### Q 1 : 補助の対象となるブロック塀等とはどんなものか。

A 1 : ブロック塀等点検表により点検していただき 1 つ以上の項目で不適合となった場合に危険なブロック塀等として補助金の対象になります。

ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、万年塀、石材等を用いて築造したものになります。

点検表は、ブロック塀等すべてで使用してください。また、現地を確認させていただくことがあります。

### Q 2 : 補助金の対象者は？

A 2 : ブロック塀等点検表により危険性があると認められるブロック塀などを所有や管理している方で、次の項目全てに該当している方が対象になります。

- ・ 通り抜けできる道路に面している
- ・ 市税を滞納していない
- ・ 高さ 60 cm を超えるもので撤去や撤去後に安全な工作物を設置する工事  
(高さ 60 cm 以下の部分を有する場合はその部分は対象外)
- ・ 市内施工業者が行う工事
- ・ 着工予定の工事 (着手済みは対象外)

### Q 3 : 施工業者の対象は？

A 3 : 市内の施工業者でお願いいたします。市内施工業者とは、市内に本社又は支社の所在地を有する法人又は個人で、施工業者の住所地が明記された見積書、契約書 (請負書、発注書等) 及び領収書を発行できる施工業者になります。

### Q 4 : どの業者に頼んでいいかわからない。市役所で業者を紹介してもらえませんか？

A 4 : 市では特定の業者を紹介することはできません。申し訳

ありませんが、電話帳やインターネットでお調べいただくか、次の組合や協会にお問合せください。

● 綾瀬建設総合組合 TEL 0467-70-2811

● 綾瀬市建設業協会 TEL 0467-78-2782

● 綾瀬市土木協会 TEL 0467-71-5211

● 神奈川県管工事業共同組合綾瀬支部

TEL 0467-78-0777（協進設備(株)内）

● 神奈川県土建一般労働組合湘南支部

TEL 0467-88-3643

（50音順）

※上記4団体に所属していなくても、本社、本店が綾瀬市内にある事業所（個人事業者も含む）であれば施工者として認められます。

**Q 5：通り抜けできる道路に面しているが4 m以下の道路の場合は、補助の対象になりますか。**

A 5：既存のブロック塀等の撤去は、道路の幅員が4 m未満の場合でも、「Q 2 補助金の対象者は？」に記載された各要件を満たし、かつ全長を撤去する場合は補助の対象になります。

また、撤去と共に安全な工作物を設置する場合は、道路のセンターから2 m以上後退した位置に設置する場合は、補助の対象になります。

※設置位置については、神奈川県厚木土木事務所東部センターと調整をお願いします。

※後退した土地について、市に寄附をお考えの方は、道路管理課が所管している「綾瀬市道路用地寄附取扱要綱」に該当すると思われるので、道路管理課と調整をお願いします。

**Q 6：ブロック塀が道路に面していない部分と一体の場合は補助の対象はどの部分になりますか。**

A 6：ブロック塀等が道路に面していない部分と一体の場合は、あくまでも道路に面した部分のみが補助の対象となります。

**Q 7：敷地面が道路面より高い場合の補助の対象はどの部分**

**になりますか。**

A 7 : 敷地面より低い位置にあるブロック塀等も含めて全てを撤去する場合、補助の対象となります。なお、敷地面より低い位置にあるブロック塀等の高さが60cm以下の場合、撤去後に所定の構造や鉄筋コンクリート造で新設する場合に限り、敷地面より低い位置にあるブロック塀等も補助の対象になります。また、敷地面より低い位置にあるブロック塀等の高さが60cmを超える場合は、撤去後に鉄筋コンクリート造で新設する場合に限り、敷地面より低い位置にあるブロック塀等も補助の対象になります。詳細は都市計画課へお問い合わせ下さい。

**Q 8 : 敷地面が道路面より低い場合の補助の対象はどの部分になりますか？**

A 8 : 敷地面が道路面より低い場合は、道路面から60cmを超えるブロック塀を撤去する場合に、道路面より高い位置にあるブロック塀等については補助対象となります。なお、道路面より低い位置にあるブロック塀等については、その部分が基礎の場合に限り補助対象となります。詳細は都市計画課へお問い合わせ下さい。

**Q 9 : 補助金の額は？**

A 9 : 撤去や撤去後に安全な工作物を設置する経費(業者見積)に補助率を乗じて得た額になります。(千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て)

撤去の場合は20万円、設置の場合は30万円が限度額になります。

補助率は、通学路に面している場合は10分の10、それ以外では2分の1になります。

**Q 10 : 見積書は誰の名前で出してもらえばいいのか。**

A 10 : ブロック塀等の申請者の名前で見積書を出していただくように施工業者に依頼してください。

**Q 1 1 : 添付する写真はカラープリンターで印刷したものでいいのか。**

A 1 1 : 結構です。A 4 サイズ 1 枚に 4 コマ程度の大きさで出力してください。

ブロック塀等全体が確認でき、撮影日が分かるもので数枚になっても結構です。

**Q 1 2 : 補助申請は代理人（市内施工業者等）が行ってもよいか。**

A 1 2 : 申請は、施工業者が代理で行っても結構です。

**Q 1 3 : 補助申請は郵送でもよいか。**

A 1 3 : 郵送での受付は、申し訳ありませんが書類審査の都合上受け付けられません。

**Q 1 4 : 当事業の補助を受けようとする場合は、いつ頃から工事に着手できるか。**

A 1 4 : 市から補助金の交付決定通知を受けた後に工事着手していただくこととなります。

**Q 1 5 : 交付決定後の手続は？**

A 1 5 : 市から補助金の交付決定通知を受けた後に施工業者に工事依頼をしていただき、市に工事着手届（工事契約書の写しを添付）を提出していただくこととなります。

**Q 1 6 : 工事完了後の手続は？**

A 1 6 : ブロック塀等の耐震化工事が完了し、施工業者に代金を支払います。施工業者から領収証が発行されたら、市に綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金完了実績報告書を提出していただくこととなります。添付書類は領収証の写し、ブロック塀等耐震化工事の施工中及び施工後のカラー写真、補助金交付請求書及び綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書の写しです。

**Q 1 7 : 通学路の定義は？**

A 1 7 : 綾瀬市立の小学校等の設置に関する条例（昭和 3 9 年綾瀬町条例第 2 6 号）第 2 条に規定する小学校及び中学校が指定する通学路になります。